

請願 第11号

受付 令和2年11月 6日

付託 令和2年11月30日

## 藤代小学校学童トイレ設置に関する請願

紹介議員 細谷典男

### ・請願趣旨

藤代小学校学童トイレは学童室から外に離れた場所にあります。移動は危険・不便です。雨、雪、強風も避けられない状況にあります。

また裏門からトイレ迄の距離は20Mしかなく、不審者が近づく恐れもあり非常に危険です。

### ・請願事項

- 1 藤代小学校学童トイレを室内に設置すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和2年10月30日

請願者代表

住所 取手市藤代364-1

氏名 来山 義忠 ほか42人

取手市議会議長 殿

請願 第12号

受付 令和2年11月19日

付託 令和2年11月30日

## 核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書提出を求める請願書

紹介議員 関戸 勇

### ・請願趣旨

2020年10月24日、核兵器禁止条約発効に必要な批准国50か国になりました。90日後の来年1月22日で核兵器禁止条約が発効になります。被爆75年にして「終わりではなく、始まり」です。

1946年創設されたばかりの国際連合は総会決議第1号として「核兵器など大量破壊兵器の廃絶を最優先目標」に定めた。それから71年目、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連において122か国の賛同で採択されました。

1945年8月6日広島、8月9日長崎にアメリカ軍による原子爆弾が投下され、一瞬にして広島、長崎は廃墟となり、その年の内に21万人が亡くなりました。「『真っ黒に焦げ炭になった屍、ずる剥けのからだ、無言で歩き続ける人々の列』まさに生き地獄そのものでした」と被爆者が訴えてきました。

核兵器禁止条約発効により、核兵器は非人道的悪魔の兵器として、「製造、配備、移動、威嚇、使用威嚇する」ことすべてが法的に禁止されることになります。

世界各国がこの条約に署名し、批准することが求められています。核兵器保有国とその同盟国が反対をし、核抑止力に固執するだけでなく、核戦略見直しを行い、小型化を図り、何時でも何処でも簡単に使用できる様にしようとしています。核の脅威と恐怖に自国民を陥れる政策を選択しようとしています。

戦争による唯一の被爆国の国民として断じて容認することはできません。

日本国憲法のもと75年間「殺し、殺される」ことのない平和の歴史を経験しました。この歴史を私たちの代で終わりにしてはならないと思います。

核兵器の破壊力は、人類の生存、文明、歴史を一瞬にして消滅させることができるだけでなく、その被害は何世代にもわたって影響を及ぼします。「悪魔の兵器」と呼ばれる所以です。広島・長崎の被爆者が訴える賛同署名が世界各国に広がり、非人道的核兵器として、「禁止」する条約が圧倒的多数の国、市民社会により採択に到達させたのです。

唯一の被爆国である日本政府が会議に参加せず、条約に反対し、署名を拒否する姿勢は許されるものではありません。世界の世論の流れに逆行するものです。

1985年12月1日「非核兵器平和都市宣言」を行っている取手市の議会が、政府に対して、「核兵器禁止条約の早期批准を求める」ことを求めるものです。

つきましては、地方自治法第99条に基づき、政府に対し、標記に関する「意見書」を提出していただきたく、地方自治法124条の規定により請願いたします。

2020（令和2）年11月19日

請願者代表

住所 取手市白山2-14-21

氏名 核兵器廃絶国際署名を推進する取手の会  
代表 花澤 楓 ほか1人

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

請願 第13号

受付 令和2年11月19日

付託 令和2年11月30日

「取手市立戸頭北保育所」の存続を求める請願

紹介議員 関戸 勇 細谷典男

・請願趣旨

取手市は老朽化した施設設備にかかる費用を抑えるなどの理由から、戸頭北保育所の廃止を検討し、令和4年3月31日をもって廃止することを決定したとの説明を保護者に行いました。しかしまだ議会は通っておらず、正式な決定ではないにもかかわらず、強引に廃止に向けて進もうとしています。

保護者からは、素案の説明から廃止決定の説明まであまりにも早すぎ、納得できないとの声や、せめて子どもたち全員が卒園するまで延期して欲しいとの声が出ています。

廃止が実施されると、もともと取手市に12か所あった公立保育所が5か所だけになってしまいます。戸頭地区には2か所あった公立保育所がすべてなくなることになります。

戸頭北保育所は戸頭駅に近く、子育て支援センターや公民館、図書室なども隣にあります。公園にも隣接し緑も大変多い地域にあります。通勤しながら子育てするには大変便利で最高の環境にある保育所です。

市がしっかりと責任を持って管理運営をしていく公立保育所が身近にあることは、子育て世代にとって安心して働き続けることができるなよりの支援となります。そして、そのことは地域の活性化にもつながり、急速に高齢化しつつある戸頭の街づくりにとっても重要な役割を担っています。戸頭北保育所の廃止は戸頭地区にとっても大変な損失となります。

老朽化した戸頭北保育所は廃止ではなく、環境の良いこの地に建て替えあるいは改修工事を行うことが市としてやるべき子育て支援ではないでしょうか。

よって地方自治法124条に基づき下記事項について請願いたします。

・請願事項

- 1 戸頭北保育所を廃止ではなく、存続してください。

令和2年11月19日

請願者代表

住所 取手市戸頭6-26-12

氏名 竹内 有子ほか7,181人

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

請願 第14号

受付 令和2年11月19日

付託 令和2年11月30日

市民の共感と納得を得る行政運営に努めることを求める請願

紹介議員 細谷典男

・請願趣旨

市民の共感と納得を得る行政運営を求めます。

戸頭北保育所をめぐる市の対応は一方的であり、特に戸頭地域では不信感が増幅し、市政には何も期待できないという諦めの感情も生まれています。

戸頭北保育所を廃止するの方針を取手市は2020年7月11日に保護者への説明会（第二回説明会）で示しました。突然の廃止の説明に保護者は動揺し、コロナ禍で先の見通しが立たず思うようなことができませんでした。

第一回保護者説明会では2019年11月30日、保育参観の時に何の事前連絡もなく「市役所子育て支援課」の方が、戸頭北保育所廃止の説明をしています。その際「5年以内に北保育所を廃止する案。しかし、決定ではなく検討の検討を行っているところです。」ということまで付け加えています。

この動きを受けて保護者同士が話し合いを行いました。状況は各々異なりますのでアンケートなどを取り、結果をまとめて保護者の声を2020年1月には市に届けました。

その後、アンケートでの疑問点に関する回答など無く7月の説明会で廃止の予定が示されました。8月29日、第三回説明会では早くも「令和4年3月31日廃止決定」とのことでした。同時に移籍希望のアンケートも配布され保護者は不本意ながら移籍先の確保に走らざるを得ませんでした。

この間の経過は、廃止の結論ありきで該当者や市民の要望を可能な限り最大限受け入れるという姿勢は全く見られないことを示しています。

・請願事項

- 1 市民への説明においては率直に事実を明らかにすること
- 2 要望や質問には誠実に対応すること
- 3 当該関係者ばかりではなく、地域の将来に関わりのある案件は幅広く説明を行い、意見を求めること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和2年11月19日

請願者

住所 茨城県取手市戸頭 1072-3

氏名 森 康行

取手市議会議長 殿